

発総第492号

令和2年9月17日

琴浦町議会議長 小椋 正和 様

琴浦町長 小松 弘明

再議書

令和2年第5回琴浦町議会定例会において議決された「2年陳情第4号議会本会議中の議員の発言について、発言の撤回と陳謝を促すことについて(陳情)」について、下記の理由より違法な議決であると認めるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第176条第4項の規定に基づき再議を求める。

記

1 理由

「2年陳情第4号議会本会議中の議員の発言について、発言の撤回と陳謝を促すことについて(陳情)」の採決の際、地方自治法第117条の規定に基づき議事に参与することができない者として除斥されるべき議員が議事に参与して議決が行われたため。